

5 屋外広告物

屋外広告物は周囲の景観に与える影響が大きく、良好な景観を形成するためには地域の状況に調和したものとしていく必要があります。

(1) 行為の制限の対象となる屋外広告物

行為の制限の対象となる屋外広告物は、京都府屋外広告物条例の規定に基づく表示等の許可が必要な全ての屋外広告物です。

屋外広告物の表示および掲出物件の設置にあたっては、次頁以降に示している許可基準に基づいて行ってください。

【表示等の許可が必要な屋外広告物】

- ・ 常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。

(屋外広告物法第2条)

(2) 適用除外となる主な屋外広告物

屋外広告物のうち、下記については適用除外（許可不要）となります。

(京都府屋外広告物条例第6条)

- ・ 法令の規定により表示する広告物、掲出物件
- ・ 国、地方公共団体が公共目的をもって表示する広告物、掲出物件
- ・ 公職選挙法によるポスター、立札等又は掲出物件
- ・ 自己の氏名・名称・店名・商標・事業・営業内容を表示するため、自己の住所・事業所・営業所・作業所に表示する長さ5m以下で5㎡以下の広告物、掲出物件
- ・ 上記のほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する長さ5m以下で5㎡以下の広告物、掲出物件
- ・ 冠婚葬祭等のための一時的な広告物、掲出物件
- ・ 講演会、展覧会、音楽会等のために一時的に会場の敷地内に表示する広告物、掲出物件
- ・ 速報で表示面積0.5㎡以内で掲出期間を明記したもの
- ・ はり紙で表示面積0.25㎡以内・1辺80cm以下・掲出期間30日以内・期間・氏名等を明記したもの
- ・ 政治資金規正法第6条第1項の届出を行った政治団体が、政治活動のために表示するはり紙・はり札・広告旗・立看板等

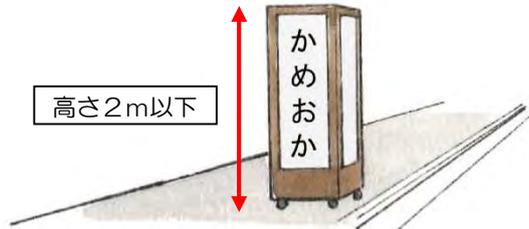
① 景観計画区域における許可基準

項目	共通の許可基準（歴史的景観形成重点地区を除く）					
路上広告塔	●高さが2m以下であること。					
屋上広告塔	●永久構造物で、高さが当該広告塔を設置する建築物又は工作物の高さの3分の1以下で、上端の高さが地上から4.6m以下であること。					
一般広告塔 (立体広告等)	●高さが木造の場合にあっては地上から10m以下、その他の場合にあっては地上から30m以下であること。 ●道路の交差点から20m以上離れた箇所に設置するものであること。					
軒下広告物	●壁面直接設置の場合(直描含む) 表示面積が設置壁面の面積の2分の1以下で、長さが設置面積の同一方向の長さを超えないものであること。 ●壁面突出で壁面並行の場合 表示面積が設置壁面の3分の2以下で、かつ、20㎡以下で長さが設置壁面の同一方向の長さを超えないものであること。 ●壁面突出で壁面直角の場合 表示面積が10㎡以下で設置壁面から垂直方向に1m以上突出しないものであること。 ●道路上に突出しないものであること。					
屋上広告物	●洋風屋根に設置する場合 縦が3m以下で、横の長さが屋根幅を超えないものであること。 ●和風屋根に設置する場合 縦が2m以下で、横の長さが屋根幅を超えないもので、当該広告物の上端が大棟の高さを超えないものであること。 ●永久構造物であること。 ●屋根面に直描しないものであること。					
立看板	●縦は2m以下で、横は1m以下であること。 ●高さが30cmの脚を有するものであること。 ●掲出期間は、30日以内であること。 ●道路上に設置しないものであること。					
建植広告物 (平面広告板等)	●表示面積は30㎡以内であること。 ●上端高さは、地上から6m以下であること。 ●形状は、著しい変形でないこと。 ●上下2段以上の複合でないこと。					
へい垣広告物	●表示面積は、当該広告物を設置するへい垣面積の2分の1以下であること。 ●上端の高さは、へい垣の高さを超えないこと。 ●2個以上並べて設置するときは、その上端が同一の高さのものであること。 ●へい垣面に直描しないものであること。					
アーチ広告物	●広告面の縦は、2m以下であること。 ●設置する場所は、繁華街その他これに準ずる地域内であること。					
気球広告物	●気球は球型で、直径3m以下であること。 ●綱の長さは、4.5m以下であること。 ●ネット面に広告物を設置するものであること。 ●補助網を用いるものであること。					
横断幕	●縦は1m以下であること。 ●設置する場所は、繁華街その他これに準ずる地域内であること。					
幕広告	●幅は1.5m以下で、長さは11m以下であること。 ●幕は布地を用いること。					
はり紙	●表示面積は1㎡以内であること。 ●一辺の長さは、1m以下であること。 ●掲出期間は、30日以内であること。 ●形状は、著しい変形でないこと。					
意匠	●派手な色彩の使用を避け、シンプルな形状と少ない種類の色彩とする。					
色彩	●表示部の下地の基調となる色彩は、マンセル表色系で示された範囲とする。					
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>使用する色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>全ての色相</td> <td>10以下</td> </tr> </table>	使用する色相	彩度	全ての色相	10以下	
使用する色相	彩度					
全ての色相	10以下					

■路上広告塔

【基準】

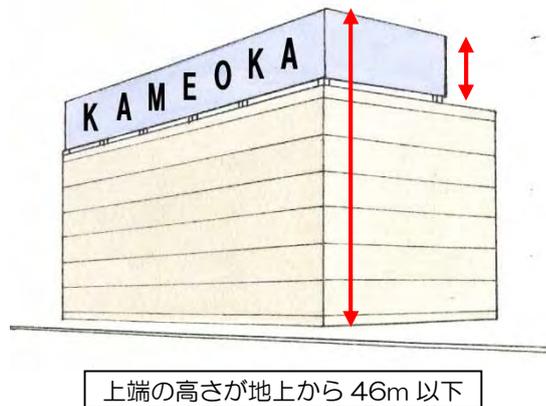
- 高さが2m以下であること。



■屋上広告塔

【基準】

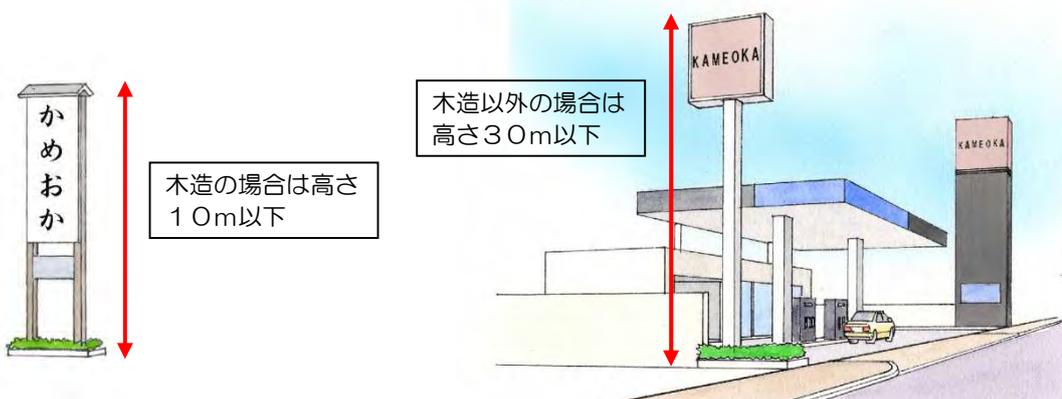
- 永久構造物で、高さが当該広告塔を設置する建築物又は工作物の高さの3分の1以下で、上端の高さが地上から46m以下であること。



■一般広告塔(立体広告塔等)

【基準】

- 高さが木造の場合にあっては地上から10m以下、その他の場合にあっては地上から30m以下であること。
- 道路の交差点から20m以上離れた箇所に設置するものであること。

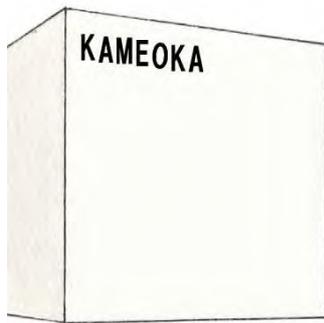


■軒下広告物

【基準】

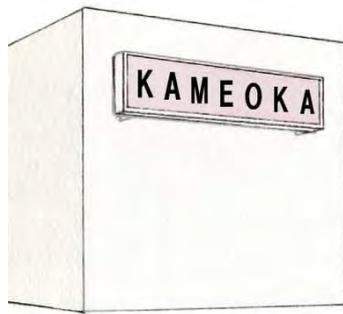
- 壁面直接設置の場合(直描含む)
表示面積が設置壁面の面積の2分の1以下で、長さが設置面積の同一方向の長さを超えないものであること。
- 壁面突出で壁面並行の場合
表示面積が設置壁面の3分の2以下で、かつ、20㎡以下で長さが設置壁面の同一方向の長さを超えないものであること。
- 壁面突出で壁面直角の場合
表示面積が10㎡以下で設置壁面から垂直方向に1m以上突出しないものであること。
- 道路上に突出しないものであること。

●壁面直接設置の場合



設置壁面の面積の
2分の1以下

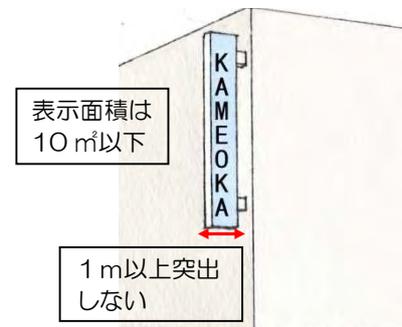
●壁面突出で壁面並行の場合



設置壁面の面積の3分の2以下
かつ、20㎡以下

設置壁面の同一方向の長さを超えない

●壁面突出で壁面直角の場合



表示面積は
10㎡以下

1m以上突出
しない

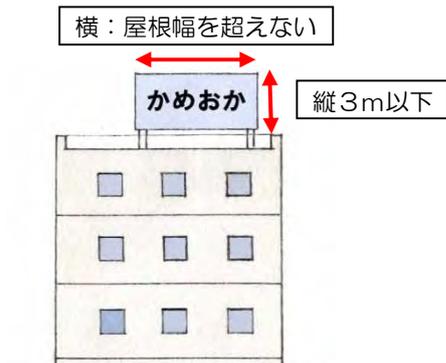
道路上に突出しない

■屋上広告物

【基準】

- 洋風屋根に設置する場合
縦が3m以下で、横の長さが屋根幅を超えないものであること。
- 和風屋根に設置する場合
縦が2m以下で、横の長さが屋根幅を超えないもので、当該広告物の上端が大棟の高さを超えないものであること。
- 永久構造物であること。
- 屋根面に直描しないものであること。

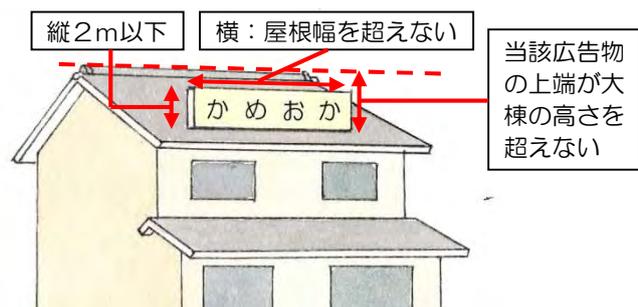
●洋風屋根に設置する場合



横：屋根幅を超えない

縦3m以下

●和風屋根に設置する場合



縦2m以下

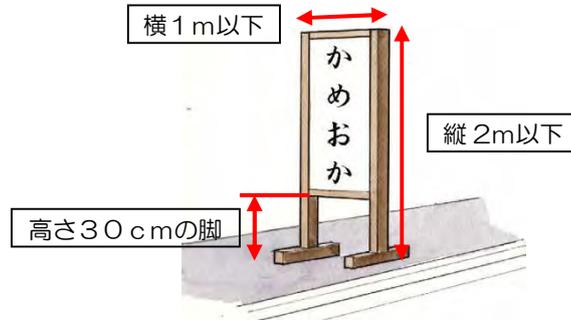
横：屋根幅を超えない

当該広告物の
上端が大棟の
高さを超えない

立看板

【基準】

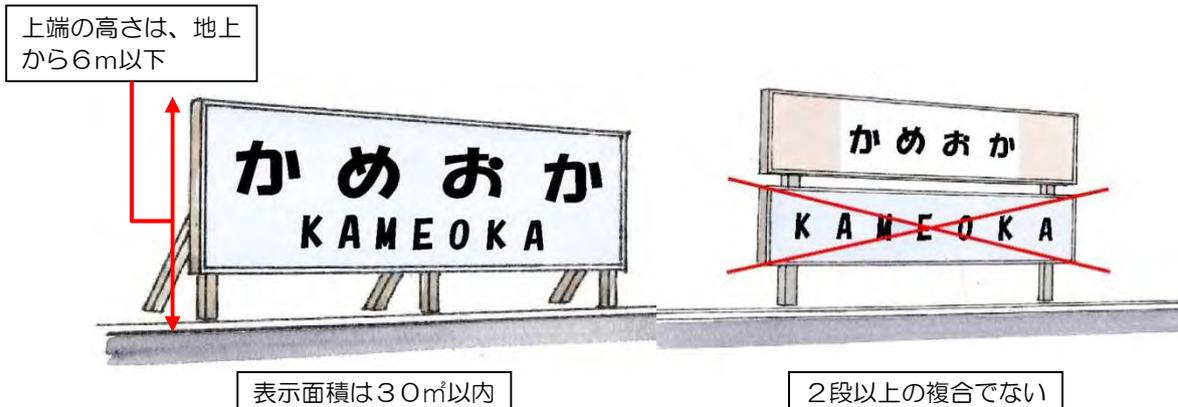
- 縦は2m以下で、横は1m以下であること。
- 高さが30cmの脚を有するものであること。
- 掲出期間は、30日以内であること。
- 道路上に設置しないものであること。



建植広告物(平面広告板等)

【基準】

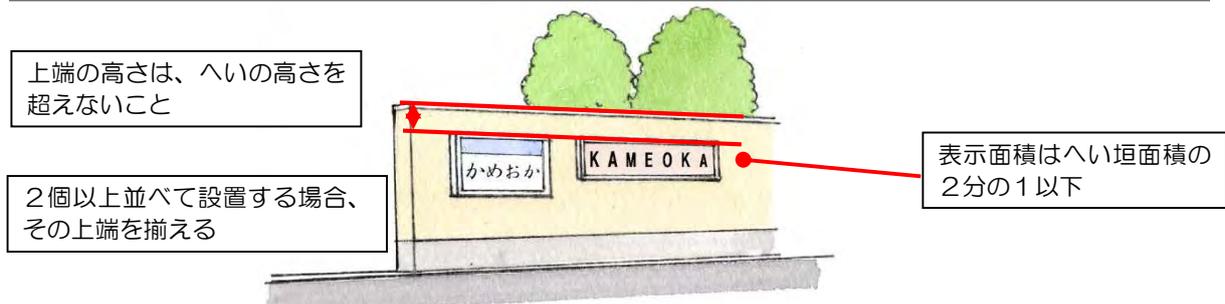
- 表示面積は30㎡以内であること。
- 上端高さは、地上から6m以下であること。
- 形状は、著しい変形でないこと。
- 上下2段以上の複合でないこと。



へい垣広告物

【基準】

- 表示面積は、当該広告物を設置するへい垣面積の2分の1以下であること。
- 上端の高さは、へい垣の高さを超えないこと。
- 2個以上並べて設置するときは、その上端が同一の高さのものであること。
- へい垣面に直描しないものであること。



■アーチ広告物

【基準】

- 広告面の縦は、2m以下であること。
- 設置する場所は、繁華街その他これに準ずる地域内であること。

■気球広告物

【基準】

- 気球は球型で、直径3m以下であること。
- 綱の長さは、45m以下であること。
- ネット面に広告物を設置するものであること。
- 補助網を用いるものであること。

■横断幕

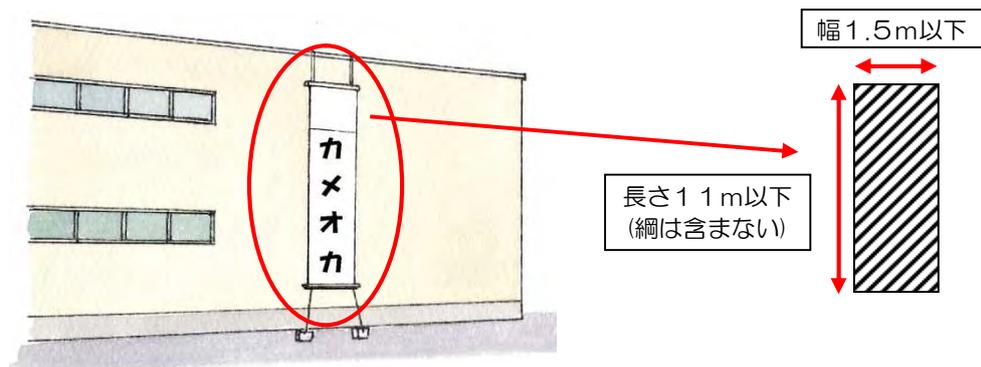
【基準】

- 縦は1m以下であること。
- 設置する場所は、繁華街その他これに準ずる地域内であること。

■幕広告

【基準】

- 幅は1.5m以下で、長さは11m以下であること。
- 幕は布地を用いること。



■はり紙

【基準】

- 表示面積は1㎡以内であること。
- 一辺の長さは、1m以下であること。
- 掲出期間は、30日以内であること。
- 形状は、著しい変形でないこと。

■意匠

【基準】

- 派手な色彩の使用を避け、シンプルな形状と少ない種類の色彩とする。

■色彩

【基準】

- 表示部の下地の基調となる色彩は、マンセル表色系で示された範囲とする。

使用する色相	彩度
全ての色相	10以下

② 湯の花温泉景観形成地区における許可基準

湯の花温泉景観形成地区では、全地区共通の許可基準（P40）に加え、以下の基準を設けています。

項目	屋外広告物の景観形成基準（許可の基準）
規模・位置	●建物の過半を広告塔化することを避ける。
形態・意匠	●建築物や地域景観との調和を図る。 ●地域特性を活かした質の高いデザインとする。 ●文字や紋様はシンプルなものとし、少ない種類の色彩とする。 ●激しい動きや派手な色彩の光源、ネオンサインや可動式、点滅式光源を使用しない。

■規模・位置

【基準】

- 建物の過半を広告塔化することを避ける。

■形態・意匠

【基準】

- 建築物や地域景観との調和を図る。
- 地域特性を活かした質の高いデザインとする。
- 文字や紋様はシンプルなものとし、少ない種類の色彩とする。
- 激しい動きや派手な色彩の光源、ネオンサインや可動式、点滅式光源を使用しない。